基本制度

意向確認 【ご加入前のご確認】

きずな医療は、以下の保障の確保を主な目的とする生 命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容 か、ご確認のうえお申込みください。

- ●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- ●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

きずな医療

配当金対象

【保暗内容 「加入対象区分:本人・配偶者・こども】

きずな医療【生命保険】 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型) 契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

| | | 「【加入対象区力・平八・町内白 | ・ここも】 | り、利利についてはハノフレットをこ見ください。 | |
|------------------------|----------|-----------------|---|----------------------------------|--|
| 加 <i>入</i> 对象 区分 | ₹ | コース | 入院給付金 病気やケガで2日以上継続して 入院をしたとき | 死亡保険金 保険期間中に 死亡したとき | |
| | | 8,000円 | 日額 8,000円 | | |
| 本人 | L | 5,000円 | 日額 5,000円 | 一律 | |
| | | 3,000円 | 日額 3,000円 | 10万円 | |
| 配偶者・こども | 者 | 5,000円 | 日額 5,000円 | . 37313 | |
| | it | 3,000円 | 日額 3,000円 | | |

- ※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について 124日を限度とします。
- ※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
- ※配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてく ださい。
- ※本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、こ どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、 こどもは同時に脱退となります。
 - ※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ 以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取 人は保険料負担者(本人)です。

例えばこんなときに…

ケガによる入院

















| 給付種類 | 給付事由 | 給 付 内 容 |
|-------|---|---------------------------|
| 入院給付金 | 加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病 により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき | 入院給付金日額×入院日数をお 支払いします。 |
| 死亡保険金 | 保険期間中に死亡したとき | 死亡保険金額 |

^(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

■月額掛金

(単位:円)

| 年齢 | 生年月日 | 本 人 | 本人・配偶者 | | こども |
|--------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| - 中國 | | 8,000円コース | 5,000円コース | 3,000円コース | 5,000円コース |
| 15~19歳 | H.17.4.2~H.22.4.1 | 1,653 | 1,044 | 638 | |
| 20~24歳 | H.12.4.2~H.17.4.1 | 2,100 | 1,323 | 805 | |
| 25~29歳 | H. 7.4.2~H.12.4.1 | 2,412 | 1,518 | 922 | 一律 |
| 30~34歳 | H. 2.4.2~H. 7.4.1 | 2,532 | 1,593 | 967 | 1,117円 (3~22歳) |
| 35~39歳 | S.60.4.2~H. 2.4.1 | 2,526 | 1,590 | 966 | |
| 40~44歳 | S.55.4.2~S.60.4.1 | 2,780 | 1,751 | 1,065 | 3,000円コース |
| 45~49歳 | S.50.4.2~S.55.4.1 | 3,188 | 2,009 | 1,223 | |
| 50~54歳 | S.45.4.2~S.50.4.1 | 4,050 | 2,553 | 1,555 | 一律 |
| 55~59歳 | S.40.4.2~S.45.4.1 | 5,199 | 3,282 | 2,004 | 679円 (3~22歳) |
| 60~64歳 | S.35.4.2~S.40.4.1 | 7,054 | 4,459 | 2,729 | |
| 65~69歳 | S.30.4.2~S.35.4.1 | 10,121 | 6,404 | 3,926 | |

[※]年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

⁽例) 保険年齢40歳=令和6年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

意向確認【ご加入前のご確認】

きずな医療プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に あたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- ●病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします。
- ●入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。
- ●先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

きずな医療プラス

■保障内容 【加入対象区分:本人・配偶者・こども】

基本保障:治療支援給付特約・先進医療給付特約

支援給付金額(コース) 本人・配偶者:5万円・2.5万円 こども:2.5万円

きずな医療プラス【生命保険】

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付 特約付無配当団体医療保険

契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

※対象となる先進医療については、パンフレット の給付金に関するご注意をご確認ください。

| 加入対象区分 | コース名 | 病気・ケガで入院をした とき(1日以上の入院で 1回目、31日目で2回目、 以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> 〔入院支援給付金〕 | 入院を伴わない手術を受けたとき (診療報酬点数合計 2,000点以上) <治療支援給付特約> 【外来手術給付金) | 入院を伴わない 治療を受けたとき <治療支援給付特約> (外来放射線治療給付金) | 先進医療による療養を 受けたとき(入院を伴わ ない場合も対象) <先進医療給付特約> 〔先進医療給付金〕 |
|------------|----------|--|--|---|---|
| 本人・ 配偶者 | 5万円コース | 5 万円 | 5 万円 | 5 万円 | 先進医療の技術に係る |
| こども | 2.5万円コース | 2.5 万円 | 2.5 万円 | 2.5 万円 | 費用と同額 (通算2,000万円まで) |

- ※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して 36回を限度とします。
- ※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に 1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありま せん。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度に おける保険給付の対象となる手術とします。
- ※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から 60日の間に1回の給付を限度とします。
- お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支 払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる 放射線治療とします。
- ※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度と
- ※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入 院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断 します。

- 近年の公的医療保険 制度を取り巻く環境は変 化してきています
- ・入院日数の短期化
- 自己負担額の高額化
- ・日帰り手術、放射線治 療、先進医療などの治 療方法の多様化



2 従来の入院日額給付 の医療保険で入院を伴わ ない治療に係る費用は保 障されません

そのうえ、先進医療は全 額自己負担となります



3

治療に係る自己負担額が 多額になってしまいます



4 入院をしたときや日 帰り手術、放射線治療を 受けた時に**5万円**また は**2.5万円**をお支払い します。先進医療による 療養を受けたときは、治 療にかかった費用と同額 をお支払いします



| コース(支援給付金額) | | 5万円コース | | 2.5万円コース | |
|-------------|---------|----------|-------|----------|-------|
| 性別 | | 男性 | 女 性 | 男性 | 女 性 |
| | 15歳~19歳 | 568 | 423 | 321 | 248 |
| | 20歳~24歳 | 483 | 583 | 278 | 328 |
| | 25歳~29歳 | 488 | 823 | 281 | 448 |
| | 30歳~34歳 | 513 | 963 | 293 | 518 |
| | 35歳~39歳 | 618 | 958 | 346 | 516 |
| 本人・配偶者 | 40歳~44歳 | 748 | 923 | 411 | 498 |
| | 45歳~49歳 | 963 | 993 | 518 | 533 |
| | 50歳~54歳 | 1,238 | 1,108 | 656 | 591 |
| | 55歳~59歳 | 1,673 | 1,288 | 873 | 681 |
| | 60歳~64歳 | 2,298 | 1,593 | 1,186 | 833 |
| | 65歳~69歳 | 2,708 | 1,998 | 1,391 | 1,036 |
| こども (3~22歳) | | <u>-</u> | | 一律 368 | |

- ※いずれかの金額(コース)を選んでください。
- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数につ
 - 40歳6ヵ月まで。

ります。

- ※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養 者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- ※配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入く ださい。

- ※配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてく ださい。
- いて6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 ※本人が脱退した場合には、配偶者・こどもは同時に脱退となります。 (例)保険年齢40歳=令和6年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満 ※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員加入とな ります。
 - 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わ ※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達 した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特 約から脱退となります。
 - ※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。